

・当院ではマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけます（マイナ保険証）。令和6年12月2日より現行の健康保険証が発行されなくなりますので、マイナ保険証による確認を推奨しております。

・マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ保険証利用の登録（紐つけ）をすることが必要です。登録は当院での顔認証付きカードリーダーでも行うことができます。

・マイナ保険証をご利用の場合は受診の都度毎回ご提示ください（健康保険法施行規則第53条等）。加えて同意事項の確認・選択を毎回行ってください。

・受付窓口ではマイナンバーカードには一切触れませんのでご自身で操作をお願い致します。

・現行の健康保険証は原則不要なのですが、保険の種類によってはマイナ保険証で即時確認できないことがありますので、当面は健康保険証もご持参いただく方が確実です。

・ 限度額適用認定証や高齢受給者証はオンラインで確認できますが、お取りい  
ただいてすぐですと確認できない事態もありますので、当面はご持参いただ  
方が確実です。

・ 各種医療証（公費負担医療証・子ども医療費受給者証・特定疾患医療受給者証  
等）は現時点ではオンラインで確認できませんので、各種医療証はすべてご持参  
ください。